

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
  - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三六
  - 県営土地改良事業計画を変更した件 二七
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件八件 二七
  - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可した件 二七
- 公告**
- 職員表彰を実施した件 三〇
  - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三〇

## 告示

### 福島県告示第百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所在地	指定年月日
医療法人社団新生会	佐藤	会津若松市西栄町三十一五	令和二年一二

医院	なごみファミリークリニック	田村郡三春町大字熊耳字上荒井一九一	令和二年一月一日
----	---------------	-------------------	----------

(社会福祉課)

### 福島県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所在地	廃止年月日
医療法人社団新生会	佐藤	会津若松市西栄町二一二七	令和二年一月三〇日
西山医院		田村郡三春町字御免町一七九	令和二年一月三十一日

(社会福祉課)

### 福島県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
-------	---------	--------	----------------	-------	---------

アップル薬局相馬店	相馬市中村 字川沼三〇八	株式会社アップルケアネット	東京都江戸川区 西小岩五丁目一八一六	令和三年一月一日	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導
訪問介護事業所クローバー	須賀川市坂の上町一〇一	株式会社クローバー	須賀川市陣場町一〇八	令和三年一月八日	訪問介護
あおぞら居宅介護支援事業所	須賀川市台 一六一一	佐藤 都	須賀川市台二六一	令和三年一月四日	居宅介護支援事業 介護予防 支援事業
デイサービスフラワーガーデン	喜多方市経壇四五一一	医療法人手代木医院	喜多方市花園五	令和三年一月二日	地域密着型通所介護

(社会福祉課)

福島県告示第百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、真野地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和三年一月二十七日から  
同 年二月十五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町糸沢字鴨窪四一〇六から四一〇八まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字湯野上字掃川山乙一一一三の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字湯野上宇津沢山乙四二二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字湯野上宇長畑山乙四二二の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡下郷町大字戸赤字倉骨八三四の一(次の図に示す部分に限る。)、八三四の五
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二 南会津郡下郷町大字高崎字東上甲一五〇九の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町川島字曾良窪二〇一八の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町長野字松島一七三二の一  
保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 二 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 組合の名称  
いわき駅並木通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
令和元年七月九日から令和五年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
いわき市平字田町の一部の区域  
事務所の所在地  
いわき市平字材木町四十六番地
- 四 設立認可の年月日  
令和元年七月九日
- 五 事業施行予定期間の変更の内容  
変更前 令和元年七月九日から令和四年三月三十一日まで  
変更後 令和元年七月九日から令和五年三月三十一日まで
- 六 変更認可の年月日

令和三年一月十四日

(まちづくり推進課)

公 告

公告第十三号

令和三年一月二十五日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程(昭和三十三年福島県訓令第五十三号)第八条の規定により公告する。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 表彰を受けた者

福島県食品生活衛生課 主査 門馬 直太

2 事績の概要

平成三十年に本県において多発したアニサキス食中毒の発生原因を解明したことにより食の安全の推進に貢献したものである。

二 表彰を受けた者

福島県農業担い手課 主任主査 松澤 保

2 事績の概要

東日本大震災に対応した放射性物質対策と営農再開に向けた支援技術実証に取り組み被災地で起きている畜産業の課題解決に貢献したものである。

三 表彰を受けた者

福島県農業総合センター 生産環境部長兼流通加工科長 三浦 吉則

2 事績の概要

水田におけるメタン発生の抑制に関する研究に先駆的に取り組み「秋耕による稲わら鋤込み法」の有効性を立証し農業分野における温室効果ガスの発生抑制に貢献したものである。

(人事課)

公告第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 中島 武三

住所

会津若松市湊町大字平潟字経沢七九番地

同 市原 光雄 同 市湊町大字静潟字鶴ノ浦七二番地  
同 佐藤 公 同 市湊町大字原字新橋一四五番地  
同 齋藤 誠 同 市湊町大字共和字東原九〇番地  
同 齋藤 正衛 同 市湊町大字赤井字赤井七九番地  
同 日下部 勝文 同 市湊町大字原字家ノ西一六〇番地の一  
同 齋藤 満 同 市河東町八田字東箕輪九五番地  
同 加藤 武 同 市湊町大字赤井字四ツ谷三二九番地  
同 阿部 孝二 同 市湊町大字共和字西田面二七四番地  
同 鈴木 衛 同 市湊町大字平潟字東田面一〇二番地  
同 大越 博 同 市湊町大字静潟字打越一六〇番地  
同 齋藤 眞須美 同 市湊町大字共和字上馬渡四二八番地  
同 相原 孝志 同 市湊町大字平潟字堰場三二番地  
同 佐々木 正 同 市湊町大字赤井字笹山原一二七番地

就任した役員

氏名

中島 武三

市原 光雄

佐藤 公

日下部 勝文

齋藤 正衛

佐々木 正

阿部 孝二

大越 博

林 邦彦

齋藤 一明

瀧田 信登

齋藤 眞須美

相原 孝志

吉崎 浩一

住所

会津若松市湊町大字平潟字経沢七九番地

市湊町大字静潟字鶴ノ浦七二番地

市湊町大字原字新橋一四五番地

市湊町大字原字家ノ西一六〇番地の一

市湊町大字赤井字赤井七九番地

市湊町大字共和字西田面二七四番地

市湊町大字静潟字打越一六〇番地

市河東町八田字下ノ家四四六番地の二

市湊町大字共和字下馬渡八八番地

市湊町大字平潟字東田面五五番地

市湊町大字共和字上馬渡四二八番地

市湊町大字平潟字堰場三二番地

市湊町大字赤井字屋敷一番地

(農村計画課)

公告第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二

縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)